

航空自衛隊損害賠償等請求手続規則

昭和40年5月4日 航空自衛隊達第6号
航空幕僚長 空将 浦 茂

改正	昭和41年8月16日	航空自衛隊達第23号
	昭和44年4月17日	航空自衛隊達第13号
	昭和44年7月18日	航空自衛隊達第30号
	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号
	昭和53年3月13日	航空自衛隊達第8号
	昭和53年4月5日	航空自衛隊達第10号
	昭和55年3月28日	航空自衛隊達第5号
	昭和56年2月7日	航空自衛隊達第11号
	昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号
	平成元年2月28日	航空自衛隊達第4号
	平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号
	平成6年3月11日	航空自衛隊達第10号
	平成14年10月30日	航空自衛隊達第24号
	平成18年3月24日	航空自衛隊達第15号
	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成20年12月1日	航空自衛隊達第36号
	平成21年7月29日	航空自衛隊達第25号
	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号
	平成24年3月23日	航空自衛隊達第8号
	平成24年5月10日	航空自衛隊達第37号
	平成25年3月25日	航空自衛隊達第25号
	平成26年3月24日	航空自衛隊達第23号
	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
	平成30年11月15日	航空自衛隊達第24号
	令和2年3月4日	航空自衛隊達第5号
	令和5年3月15日	航空自衛隊達第6号

航空自衛隊損害賠償等請求手続規則を次のように定める。

航空自衛隊損害賠償等請求手続規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 請求の方法、限度及び基準等（第7条—第9条）
 - 第3章 請求事件の報告等（第10条—第13条）
 - 第4章 請求の認定等（第14条—第18条）
 - 第5章 請求の実施（第19条—第22条）
 - 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、航空自衛隊が他人の不法行為等により損害を受けた場合に、適正、かつ、迅速な損害賠償の請求、代位請求及び求償を行うため、当該請求権を行使すべき範囲、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「請求」とは、損害賠償の請求、代位請求及び求償をいう。
- (2) 「請求事件」とは、請求の原因となる事件をいう。
- (3) 「裁判後の求償事件」とは、請求事件のうち、判決又は裁判上の和解後に国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項若しくは第2条第2項又は民法（明治29年法律第89号）第715条第3項の規定に基づき求償権を行使するものをいう。
- (4) 「賠償事故に係る求償事件」とは、請求事件のうち、防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号。以下「訓令」という。）第28条第1項に規定する和解後に国家賠償法第1条第2項若しくは第2条第2項又は民法第715条第3項の規定に基づき求償権を行使するものをいう。
- (5) 「請求事務」とは、請求事件に関する調査、報告、請求の認定、請求の予告、和解等並びに債権の発生等に関する通知、その他請求事件の処理に必要な事務（債権の発生等に関する通知以外の債権の管理に関する事務を除く。）をいう。
- (6) 「請求実施機関の長」とは、請求事務の処理について権限を有する者をいう。
- (7) 「部隊等」とは、編制部隊等並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関をいう。
- (8) 「方面隊司令官等」とは、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び補給本部長をいう。
- (9) 「分屯基地業務担当部隊等」とは、分屯基地における基地業務を担当する部隊等をいう。

(請求権行使の範囲)

第3条 この達によって、請求権を行使すべき範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空自衛隊が隊員又は隊員以外の者の不法行為により損害を受けた場合
- (2) 航空自衛隊が法令の規定に基づき代位請求権を有する場合
- (3) 航空自衛隊が法令の規定に基づき求償権を有する場合
- (4) その他航空自衛隊が法令の規定に基づき損害賠償請求権を有する場合

2 会計法（昭和22年法律第35号）及び予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）に規定する会計職員が、当該法律の定めるところにより弁償責任を有する場合並びに物品管理法（昭和31年法律第113号）に規定する物品管理職員又は使用職員が当該法律の定めるところにより弁償責任を有する場合の弁償手続並びに会計法に規定する契約担当官等が締結した契約に係る請求手続については、この達を適用しない。

(請求実施機関の区分並びにその長及び実施担任区分)

第4条 請求実施機関の区分並びに当該実施機関の長及びその実施担任区分は、次表の

とおりとする。

区分	実施機関の長	実施担任区分
第1次 請求実 施機関	基地業務を担当 する部隊等の長 (分屯基地業務 担当部隊等の長 を除く。)	<p>1 基地(分屯基地を含む。以下同じ。)に所在する部隊等 及び当該部隊等に勤務する隊員に係る請求事件のうち、 次に掲げるものの請求事務</p> <p>(1) 入院見込期間が6月未満の人身損害事件</p> <p>(2) 損害見積額が200万円未満の物品又は財産(以下 「物件」という。)損害事件</p> <p>(3) 賠償事故に係る求償事件のうち、航空自衛隊損害賠 償規則(昭和39年航空自衛隊達第50号)第4条第 1項第1号の規定により処理された賠償事故に係るも の</p> <p>2 基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員 に係る請求事件のうち、次に掲げるものの請求の認定以 外の事務</p> <p>(1) 死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件</p> <p>(2) 損害見積額が200万円以上の物件損害事件</p> <p>(3) 賠償事故に係る求償事件のうち、航空自衛隊損害賠 償規則第4条第1項第2号の規定により処理された 賠償事故に係るもの</p>
	航空自衛隊災害 補償実施細則 (昭和42年航 空自衛隊達第1 2号。以下「災害 補償実施細則」 という。)別表 第1左欄に掲げ る部隊等の長	災害補償実施細則別表第1右欄に掲げる航空自衛隊以外の 機関等に勤務する航空自衛官に係る入院見込期間が6月未 満の公務上の災害及び通勤による災害の請求事務並びに当 該自衛官に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の公務上 の災害及び通勤による災害の請求事務のうち、請求の認定 以外の事務
	航空自衛隊療養 実施細則(昭和 42年航空自衛 隊達第43号。以 下「療養実施細 則」という。)別 表左欄に掲げる 部隊等の長(同 欄中「岐阜病院 長」とあるのは、 「第2補給処長」 と読み替えるも のとする。以下	療養実施細則別表右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に 勤務する自衛官等に係る入院見込期間が6月未満の人身損 害事件(公務上の災害及び通勤による災害を除く。)の請求 事務及び当該自衛官に係る死亡又は入院見込期間が6月以 上の人身損害事件(公務上の災害及び通勤による災害を除 く。)の請求事務のうち、請求の認定以外の事務

	この表において 同じ。)	
第2次 請求実 施機関	方面隊司令官等	<p>1 隷下又は管理下の部隊等の長が第1次請求実施機関の長である場合における当該部隊等の長の管轄する基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る請求事件のうち、次に掲げるものの請求の認定事務</p> <p>(1) 死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件</p> <p>(2) 損害見積額が200万円以上の物件損害事件</p> <p>(3) 賠償事故に係る求償事件のうち、航空自衛隊損害賠償規則第4条第1項第2号の規定により処理された賠償事故に係るもの</p> <p>2 航空自衛隊争訟手続規則（平成15年航空自衛隊達第33号）第2条第7号に規定する処理担任者として処理した争訟事件に係る裁判後の求償事件の請求事務</p> <p>3 隷下又は管理下の部隊等の長が災害補償実施細則別表第1左欄に掲げる部隊等の長である場合における当該部隊等の長の管轄する同表右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する航空自衛官に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の公務上の災害及び通勤による災害の請求の認定事務</p> <p>4 隷下又は管理下の部隊等の長が療養実施細則別表左欄に掲げる部隊等の長である場合における当該部隊等の長の管轄する同表右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する自衛官等に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件（公務上の災害及び通勤による災害を除く。）の請求の認定事務</p>
	航空総隊司令官	<p>1 横田基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る請求事件のうち、次に掲げるものの請求の認定事務</p> <p>(1) 死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件</p> <p>(2) 損害見積額が200万円以上の物件損害事件</p> <p>(3) 賠償事故に係る求償事件のうち、航空自衛隊損害賠償規則第4条第1項第3号の規定により処理された賠償事故に係るもの</p> <p>2 航空自衛隊争訟手続規則第2条第7号に規定する処理担任者として処理した争訟事件に係る裁判後の求償事件の請求事務</p> <p>3 作戦システム運用隊司令が管轄する災害補償実施細則別表第1右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する航空自衛官に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の公務上の災害及び通勤による災害の請求の認定事務</p> <p>4 作戦システム運用隊司令が管轄する療養実施細則別表</p>

	右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する自衛官等に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件（公務上の災害及び通勤による災害を除く。）の請求の認定事務
航空幕僚長	<p>1 防衛大臣直轄部隊の長又は機関の長（幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。）が第1次請求実施機関の長である場合における当該部隊等の長の管轄する基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する隊員に係る請求事件のうち、次に掲げるものの請求の認定事務</p> <p>(1) 死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件</p> <p>(2) 損害見積額が200万円以上の物件損害事件</p> <p>(3) 賠償事故に係る求償事件のうち、航空自衛隊損害賠償規則第4条第2項の規定により処理された賠償事故に係るもの</p> <p>2 航空自衛隊争訟手続規則第2条第7号に規定する処理担任者として処理した争訟事件に係る裁判後の求償事件の請求事務</p> <p>3 航空中央業務隊司令及び幹部学校長が管轄する災害補償実施細則別表第1右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する航空自衛官に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の公務上の災害及び通勤による災害の請求の認定事務</p> <p>4 航空中央業務隊司令及び幹部学校長が管轄する療養実施細則別表右欄に掲げる航空自衛隊以外の機関等に勤務する自衛官等に係る死亡又は入院見込期間が6月以上の人身損害事件（公務上の災害及び通勤による災害を除く。）の請求の認定事務</p>

2 同一請求事件により、2人以上の被害者を生じた場合における前項の表の適用は、被害者ごとの損害の程度によるものとする。ただし、被害者の1人に係る損害の程度が第2次請求実施機関の長の実施担任区分に該当する場合は、同一請求事件による他の被害者に係る請求の認定事務についても、当該第2次請求実施機関の長が担任するものとする。

（請求の実施担任区分の特例等）

第5条 第2次請求実施機関の長は、第1次請求実施機関の長の実施担任区分に属する請求の認定事務について、請求事件の性質上、自ら処理する必要があると認める場合は、前条の実施担任区分にかかわらず実施することができる。

2 第2次請求実施機関の長は、自己の実施担任区分に属する請求事件（裁判後の求償事件を除く。）のうち、当該事件の性質が単純で、かつ、迅速な処理を要するため、特に第1次請求実施機関の長に実施させることを適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、その都度その請求の認定を第1次請求実施機関の長に委任することができる。

3 第1次請求実施機関の長は、分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に勤務する

隊員に係る請求事件が発生した場合は、当該事件に係る請求の認定以外の請求事務に限り、その都度分屯基地業務担当部隊等の長にこれを実施させることができる。

(請求事務の移管)

第6条 請求実施機関の長は、請求事件が所管の基地から遠隔の地で発生した等の理由により、自ら処理することが困難な場合には、事件発生地最寄りの請求の実施担任区分を同じくする請求実施機関の長に協議の上、請求事務の一部又は全部の処理を移管することができる。

2 前項の規定により請求事務を移管した請求実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、速やかにその旨を航空幕僚長（首席法務官気付）及び上級の請求実施機関の長（航空幕僚長を除く。）に報告しなければならない（登録外報告）。

第2章 請求の方法、限度及び基準等

(請求の方法及び限度)

第7条 請求は、金銭をもってその額を定めるものとする。

2 第3条第1項第2号及び第3号に規定する請求の額は、航空自衛隊が当該法令に基づいて負担した額及び当該額に係る遅延損害金をもってその限度とする。

(請求の種別及び算定の基準)

第8条 請求の額は、次の各号に掲げる種別に区分して計算して得られた額の合計額とする。

- (1) 療養賠償
- (2) 休業賠償
- (3) 障害賠償
- (4) 遺族賠償及び遺族旅費
- (5) 葬祭料
- (6) 慰謝料
- (7) 財産賠償
- (8) 遅延損害金

2 前項第1項から第7号までに掲げる請求の額の算定については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）又は訓令に規定する基準によつて算定した額による。

3 第1項第8号の遅延損害金は、第3条第1項第1号及び第4号の場合にあつては請求事件発生の日の翌日から履行完了の日まで、同条同項第2号及び第3号の場合にあつては、航空自衛隊が支払を完了した日の翌日から履行完了の日までの期間について、当該支払額に法定利率を乗じて得た額とする。

(自隊診療等の場合の請求の額の算定方法)

第9条 自衛官に対する人身損害事件において、当該自衛官が防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第4条第1項に定める自衛隊の病院は又は自衛隊の医務室（以下「自衛隊病院等」という。）において診療（以下「自隊診療」という。）を受けた場合の請求の額は、当該自衛隊病院等が当該診療のため要した費用等を、前条第2項の規定により算出した額によるものとし、遅延損害金の額の算定については、前条第3項の規定の例によるものとする。

2 物件損害事件において隊員の労力及び自衛隊の材料等を使用して復旧（以下「自隊復旧」という。）した場合の請求の額は、当該自隊復旧のため現に要した隊員の労力及

び自衛隊の材料等を前条第2項の規定により金銭評価して得た額によるものとし、遅延損害金の算定については、前条第3項の規定の例によるものとする。

第3章 請求事件の報告等

(報告及び通報)

第10条 次の各号に掲げる事件が発生した場合には、当該事件に関係する隊員は、順序を経て、速やかに所属の部隊等の長に報告するとともに、現場における証拠の保全等必要な処置をとるものとする。

- (1) 自衛官が他人から人身損害を受けた場合
- (2) 自衛官以外の隊員が職務に関して他人から損害を受けた場合
- (3) その他航空自衛隊が隊員又は隊員以外の者の行為により損害を受けた場合

2 前項により報告を受けた部隊等の長は、直ちに当該基地の第1次請求実施機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該事件が所在基地から遠隔の地で発生したときは、速やかに当該事故現場の最寄り基地の第1次請求実施機関の長に通知するものとする。

(調査)

第11条 第1次請求実施機関の長は、請求事件が発生した場合は、速やかに担当職員を当該事件現場に派遣し、次の各号に定めるところにより、請求事件の状況、原因、請求権の有無又はその見込の有無、損害の程度等について調査し、これらに関する証拠その他参考資料を収集しなければならない。ただし、裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件については、この限りでない。

- (1) 加害者の自認書を別紙様式第1により作成すること。ただし、加害者が死亡し又は否認した場合その他やむを得ない事情のため作成できない場合は、別紙様式第2によりその事情を明らかにした理由書を作成すること。
- (2) 加害者の陳述書を別紙様式第3により作成すること。ただし、加害者が死亡した場合又は陳述書の作成を拒否した場合その他やむを得ない事情のため作成できない場合については、この限りでない。
- (3) 関係隊員、現場目撃者、発見者その他の参考人について、被害の状況につき陳述を求め所要の陳述書を作成すること。
- (4) 実況見分調書を別紙様式第4により作成すること。ただし、裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件については、この限りでない。
- (5) 請求事件の状況を明確にするための写真及び図面を作成すること。

(請求事件発生報告)

第12条 第1次請求実施機関の長は、請求事件が発生した場合は、速やかに別紙様式第5により請求事件発生報告書を作成し、第2次請求実施機関の長を経由して航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U8-AR(D)）。

2 前項の請求事件等発生報告書には、請求事件現場見取図及び写真を添付するものとする。ただし、賠償事故に係る求償事件については、航空自衛隊損害賠償規則第18条第1項に規定する報告書の写しを添付するものとする。

3 第2次請求実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、裁判後の求償事件が発生した場合は、速やかに別紙様式第5により請求事件発生報告書を作成し、航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U8-AR(D)）。

4 前項の請求事件発生報告書には、判決書の写し又は和解調書の写しを添付するもの

とする。

(調査の申請)

第13条 第1次請求実施機関の長は、請求事件の調査に当たり、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、当該事件の調査の実施について、第2次請求実施機関の長に申請することができる。

- (1) 請求事件が重大な場合
- (2) 高度の専門的知識を要するため、調査が困難な場合
- (3) 特殊の事情により、自ら実施することが適当でない場合

第4章 請求の認定等

(審議会の開催)

第14条 請求実施機関の長(航空幕僚長を除く。以下本条及び次条において同じ。)は、請求(賠償事故に係る求償事件を除く。)の適正妥当を期するため、必要があると認める場合には、審議会を開催して、次の各号に掲げる事項について審議させ、請求を認定することについてその意見を徴するものとする。ただし、裁判後の求償事件については、必要性の有無にかかわらず、審議会を開催するものとする。

- (1) 請求事件の事実
- (2) 請求権の有無及びその程度並びに請求の種別及び額
- (3) その他必要な事項

(審議会の構成等)

第15条 審議会は、5名以上の幹部自衛官又はこれに相当する事務官等(以下この条において「幹部自衛官等」という。)をもって構成し、審議会の構成員には会計業務を担当する幹部自衛官等を含めるものとする。この場合において、審議の対象となる請求事件が人身損害を伴うときは、当該幹部自衛官等のほか、厚生業務を担当する幹部自衛官等及び衛生業務を担当する幹部自衛官を審議会の構成員に含めるものとする。

- 2 請求実施機関の長は、審議の対象となる請求事件に利害関係のある隊員を、当該審議会の構成員としてはならない。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、請求実施機関の長が定めるものとする。

(認定書)

第16条 請求実施機関の長は、請求を認定するに当たっては、別紙様式第5の2により認定書を作成して行わなければならない。ただし、賠償事故に係る求償事件については、航空自衛隊損害賠規則第16条に規定する認定書の写しをもって本文の認定書に代えることができる。

(認定の申請)

第17条 第1次請求実施機関の長は、第2次請求実施機関の長の実施担任区分に属する請求事件が発生した場合又は自己の実施担任区分に属する請求事件であつても、その性質上、自ら認定することが困難若しくは不適當であると判断する場合は、第2次請求実施機関の長に対し、関係資料の謄本を添えて認定の申請をしなければならない。

- 2 前項の場合における申請書は、認定書の書式に準じて作成するものとする。

(認定書の送付)

第18条 第2次請求実施機関の長が請求事件について認定した場合は、次条以下に規定する事務を自ら実施するときを除き、速やかに当該認定書を第1次請求実施機関の

長に送付しなければならない。

- 2 第1次請求実施機関の長は、前項による送付を受けた場合は、当該認定書に基づき、速やかに次条以下に規定する請求事務を処理しなければならない。

第5章 請求の実施

(請求の予告及び和解等)

第19条 請求実施機関の長は、前条に規定する認定書に基づき、別紙様式第6により請求予告通知書を作成して速やかに債務者に予告し、これと和解に関する交渉を行い、別紙様式第7により、全額一時払を条件とする和解契約を締結しなければならない。

- 2 前項の交渉に当たって、債務者が請求の額についてはその全額を承認し、支払条件に不服があつて和解契約の締結に至らない場合は、同項に規定する和解契約書に代えて、別紙様式第8により債務確認書を徴するものとする。

- 3 請求実施機関の長は、第1項に規定する和解契約を締結することができない場合は、別紙様式第9によりその事情を明らかにした交渉経緯書を作成しなければならない。

- 4 前3項の規定は、裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件については、適用しない。

(和解契約不成立の場合の処理)

第20条 第1次請求実施機関の長は、前条第1項に規定する和解契約が締結できず、かつ、同条第2項に規定する債務確認書の徴取ができなかつたときは、別紙様式第10による和解等不成立報告書(21-U9-AR(D))に認定書、交渉経緯書及び関係記録の謄本を添えて、速やかに第2次請求実施機関の長に報告しなければならない。この場合において、第2次請求実施機関の長が認定した請求事件に係る報告にあつては、認定書の添付を必要としない。

- 2 第2次請求実施機関の長は、第1次請求実施機関の長が認定した請求事件に係る和解等不成立報告書を受領した場合は、その内容を審査し、原認定を相当と認める場合は速やかにその旨指示するものとし、当該認定に重大なかしが認められる場合はこれを取り消して自ら認定し、これに基づいて第1次請求実施機関の長をして前条に規定する和解契約の締結又は債務確認書の徴取を行わせるものとする。

(債権の発生に関する通知)

第21条 第1次請求実施機関の長は、第19条又は前条の規定により和解の結果が判明した場合には、速やかに別紙様式第11により債権発生通知書を作成し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ関係書類の謄本を添えて、自己の属する基地を管轄する歳入徴収官に送付しなければならない。ただし、債務者が不明なとき又は死亡した債務者の債務を承継する者が存在しないときは、交渉経緯書の添付を要しない。

- (1) 和解契約書を作成した場合

- ア 和解契約書
- イ 認定書
- ウ 自認書又は理由書その他認定のための証拠書類

- (2) 債務確認書を徴取した場合

- ア 債務確認書及び交渉経緯書
- イ 前号イ及びウに掲げる書類

- (3) 和解不成立の場合

- ア 交渉経緯書

イ 第1号イ及びウに掲げる書類

2 第1次請求実施機関の長は、賠償事故に係る求償事件に関して、請求の認定後、速やかに別紙様式第11により債権発生通知書を作成し、次に掲げる関係書類の謄本を添えて、自己の属する基地を管轄する歳入徴収官に送付しなければならない。

- (1) 認定書
- (2) 航空自衛隊損害賠償規則第13条の3に規定する和解契約書
- (3) 支払調書等

3 第2次請求実施機関の長は、裁判後の求償事件に関して、請求の認定後、速やかに別紙様式第11により債権発生通知書を作成し、次に掲げる関係書類の謄本を添えて、自己の属する基地を管轄する歳入徴収官に送付しなければならない。

- (1) 認定書
- (2) 判決書又は和解調書
- (3) 支払調書等

4 請求実施機関の長は、不真正連帯債務に係る債権発生通知書を作成する場合には、各債務者ごとに別葉として作成するものとする。

(請求事件処理結果報告)

第22条 請求実施機関の長（航空幕僚長を除く。以下この条において同じ。）は、前条に規定する債権の発生等に関する通知をした場合には、別紙様式第12により請求事件処理結果報告書を1部作成し、同条に規定する通知書（添付書類を含む。）の謄本を添えて速やかに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U-10-AR(D)）。

2 前項の規定により報告書を提出する場合、第1次請求実施機関の長にあつては、第2次請求実施機関の長を経由し、第2次請求実施機関の長にあつては、裁判後の求償事件に係るものを除き、写1部を第1次請求実施機関の長に送付しなければならない。

3 請求実施機関の長は、第12条の規定により請求事件発生報告を提出した事案について債権がないと認定した場合には、当該認定書の謄本を添えてその旨を速やかに前各項に準じ報告又は通知しなければならない（登録外報告）。

第6章 雑則

(特例)

第23条 請求実施機関の長（航空幕僚長を除く。）は、請求の実施について、この達によりがたい場合は、その都度順序を経て航空幕僚長（首席法務官気付）に申請し、その指示を受けるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和40年5月4日から施行する。
- 2 損害賠償等の請求手続規則（昭和31年航空自衛隊達第29号）は廃止する。

附 則（昭和41年8月16日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和41年8月16日から施行する。

附 則（昭和44年4月17日航空自衛隊達第13号）

- 1 この達は、昭和44年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行日以前に発生した請求事件であつてこの達の施行日以降処理するものについては、改正後の航空自衛隊損害賠償等請求手続規則の規定によるものとする。

附 則（昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日航空自衛隊達第10号抄）

1 この達は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日航空自衛隊達第5号）

この達は、昭和55年4月1日から施行し、改正後の航空自衛隊損害賠償等請求手続規則の規定は、同日以降に発生する損害賠償等請求を要する事案から適用する。

附 則（昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号）

1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

2 この達施行の際、第6条、第11条、第13条、第17条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第36条及び第37条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和63年度のものに限り従前の例による。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成6年3月11日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成6年3月11日から施行する。

附 則（平成14年10月30日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成21年7月29日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年5月10日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成24年5月10日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月15日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和2年3月4日航空自衛隊達第5号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日航空自衛隊達第6号）

この達は、令和5年3月15日から施行する。

別紙様式第1（第11条関係）

自 認 書

請求実施機関の長 殿

加害者 氏 名 年 月 日生（当 歳）

住 所（又は所属部隊等）

職業及び地位（又は階級等）

勤務先

私は、 年 月 日（発生場所）において発生した（加害行為の態様）により、
次のとおり損害を与えたことを確認します。

- 1 被害者名又は被害物件名
- 2 被害の態様及びその程度
- 3 被害見積額及び遅延損害金

年 月 日

別紙様式第2（第11条関係）

理 由 書

加害者 氏 名 年 月 日生（当 歳）

住 所（又は所属部隊等）

職業及び地位（又は階級等）

勤務先

自認書を徴取できない理由

上記のとおり相違ない。

年 月 日

請求実施機関の長 印

別紙様式第3（第11条関係）

陳 述 書

陳述者 氏 名 年 月 日生（当 歳）

住 所（又は所属部隊等）

職業及び地位（又は階級等）

1

2

3

4

5

上記は任意に述べたものであり、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

陳述者氏名

印

記録責任者 所 属

官 職

階級氏名

別紙様式第4（第11条関係）

実 況 見 分 調 書

加害者 に係る請求事件の事故について、下記のとおり実況を見分した。

年 月 日

調査官 所 属

官 職

階級氏名

印

- 1 実況見分の日時、天候
- 2 実況見分の場所
- 3 実況見分の立会人
- 4 請求事件の事故の概要
- 5 請求事件の事故現場の位置
- 6 請求事件の事故の模様及び交通状況
- 7 請求事件の事故に関係ある物件の状況（物件の性能上又は構造上の欠陥若しくはその他かし）
- 8 被害の程度
- 9 過失（又はかし）の判断
 - (1) 加害者の過失又は加害物件のかし
 - (2) 被害者の過失又は被害物件のかし
 - (3) 責任の程度
- 10 その他の参考事項

注：請求事件の態様が上記の書式になじまない場合は、相関図、概念図等（様式随意）をもってこれに代えることができる。

殿

請求実施機関の長 印

請求事件発生報告書
(21-U8-AR(D))

次の事件が発生したので報告する。

1 事件当事者

(1) 加害者 氏名 当 歳 男 女 住 所	(2) 被害者 氏名 (被害部隊等名及び被害物件名) 男 女 当 歳 住 所
---------------------------------	---

- 2 賠償責任者〔被求償者〕
氏名 男 女 当 歳
住 所
加害者との関係〔被求償者の所属、階級〕

3 被害の程度及び請求の概算見積

区分 被害者 又は被害物件	被害の 程度	請求の 種別	公務非公 務の別	加害者の 責任比率	概算請求 見積額	備考

- 4 事件発生の概要
(1) 事件の事故発生の日時及び場所〔求償債権発生日〕
(2) 事件の状況

5 部隊等としてとつた処置の概要

6 加害者〔被求償者〕の資産状況

資産区分	加 害 者	賠償責任者〔被求償者〕
不 動 産		
動 産		
収 入		

7 請求の要旨及び程度に関する請求実施機関の長の意見

8 その他

添付書類：1 別図「事故現場見取図」
2 写真

分類番号：A-20-018
保存期間：1年
保存期間満了時期：

作成年度：
枚 数：
開示判断：

- 注：1 加害者、被害者及び賠償責任者の記載に当たつて、要すればその者の勤務先、地位等を記入すること。
2 裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件の場合は、〔〕内の項目とし、第1項、第3項、第5項及び第6項加害者の欄を除くものとする。

認 定 書

認定年月日 年 月 日
請求実施機関の長
(官職・氏名) 印

に係る損害賠償等請求事件〔求償事件〕について、下記のとおり認定する。

記

- 1 事件名
- 2 事件の事故当事者の状況
 - (1) 職員〔被求償者〕(所属、特技職、階級、氏名、年齢)
 - (2) 相手方(住所、氏名、年齢、職業)
- 3 事件の事故の発生状況
 - (1) 事故の発生日時
 - (2) 事故の発生場所
 - (3) 天候
- 4 事実
 - (1) 事故発生的事实
 - (2) 航空自衛隊が被った損害の事実
- 5 請求権の有無、その程度及び請求額の認定
国(以下「航空自衛隊」という。)は、次のとおり請求を行う。
 - (1) 債務者
 - (2) 賠償責任
 - ア 職員
 - イ 相手方
 - (3) 請求額
 - ア 請求金額(元金)
 - イ 遅延損害金
- 6 認定の理由
 - (1) 請求権〔求償権〕の有無
 - (2) 債権 債務当事者〔被求償者〕の責任の程度
 - (3) 請求額〔求償額〕の認定
 - (4) 正当債務者〔被求償者〕の認定
- 7 その他の参考事項
 - (1) 過去における請求〔求償〕の経緯及び将来の見通し
 - (2) 事故当事者〔被求償者〕に対する処分等
 - (3) その他

添付書類：

分類番号：A-20-018

保存期間：10年

保存期間満了時期：

注：裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件の場合は、〔〕内の項目とし、裁判後の求償事件については、第2項第2号、第3項及び第5項を除くものとする。

殿

請求実施機関の長

印

損害賠償等請求予告通知書

次のとおり請求を予告します。

被害者	氏名		請求実施機関 の長との関係
	生年月日		
	住所又は所属部隊等		
被害物件	物件名		
	所在地		
	管轄部隊等		
被害状況	請求事件発生の日時	年 月 日	
	請求事件発生の場所		
	損害の種類及び程度		
請求額	総額	¥	円(遅延損害金を除く。)
	内訳:	遅延損害金:	円に対し、 から までの期間につき、法定利率で計算した額
請求の根拠	関係法条		
	代位請求の場合は 代位権発生の理由	1 被害者の地位(公務、非公務の別) 2 被害者に係る自衛隊の負担事実	
参考事項	請求は、別途歳入徴収官が納入告知書によって行いますので、当該告知書の指定に基づいて納付して下さい。		
添付書類:			

- 注：1 宛先には債務者名を記入するものとし、債務者が法人の場合は代表者名を、別に定めのある場合は、その者の名を記入すること。
- 2 請求額の内訳及び遅延損害金については要すれば別紙を用い詳細に表わすこと。
- 3 添付書類は、訓令様式第4に示す添付書類の例による。
- 4 本様式によりがたい場合は、本様式の記載要件をみたすときに限り、他の様式によることができる。

和解契約書

令和 年 月 日 において発生した加害者 に係る損害賠償等請求事件について、債権者 (以下「甲」という。)と債務者又は債務引受人 (以下「乙」という。)及び保証人 (以下「丙」という。)との間に、下記条項により和解契約を締結する。

記

1 乙は甲に対し次の債務の存在することを確認し、歳入徴収官の発する納入告知書(口頭告知の場合は当該告知)に定める期日、場所及び方法により一時に全額を弁済するものとする。

(1) 損害賠償金(又は求償金) 金

(2) 上記金額に対する 年 月 日から支払完了に至るまでの間年 分の割合による遅延損害金

2 乙が前項の約定に違反して弁済を怠つたときは、丙が当該債務を弁済すべき責任を負うものとする。

本契約の成立を証するため、本書3通を作成し、署名押印して各自その1通を保存する。

令和 年 月 日

甲 官職 氏名 印

乙 住所 氏名 印

丙 住所 氏名 印

注：1 債務者及び保証人の署名に当たっては、要すれば、その勤務先、地位等を明示するものとし、法人の場合にあつてはその法人名及び代表者名を記載し押印すること。

2 本様式によりがたい場合は、本様式の記載要件をみたすときに限り、他の様式によることができる。

別紙様式第8(第19条関係)

債 務 確 認 書

債務者 〇〇〇 は、令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日において発生した 〇〇〇 により、航空自衛隊に対し、損害賠償金(又は求償金)金 〇〇〇〇〇 円及びこれに対する令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から支払完了に至るまでの間年 〇〇 分の利益を乗じて得た遅延損害金の合計額の債務の存在することを確認するが、支払条件については改めて協議する。

年 〇 月 〇 日

債務者 住所
氏名 印

請求実施機関の長 〇〇〇 殿

交渉経緯書

- 1 事件発生部隊
- 2 発生年月日及び発生場所
- 3 事件当事者及び関係人
 - (1) 加害者住所氏名
 - (2) 債務者住所氏名
 - (3) 被害者住所氏名
- 4 事件発生の概要
- 5 請求の要旨
- 6 交渉の経緯(日時を追って日誌式に記入のこと。)
- 7 事案の主要争点(要すれば比較表を作成のこと。)
- 8 証拠
 - (1) 物証
 - (2) 人証
- 9 債務者の動静及び資産状況
- 10 請求実施機関の長の意見
- 11 その他

注：事件当事者又は関係人の記載に当たっては、要すればその者の勤務先、地位等を明示すること。

殿

第1次請求実施機関の長 印

和解等不成立報告書
(21-U9-AR(D))

加害者 に係る損害賠償等請求事件については、下記理由により和解等が成立しないので報告する。

記

- 1 不成立の理由
- 2 第1次請求実施機関の長の意見
- 3 その他

添付書類：

分類番号：A-20-018

保存期間：10年

保存期間満了時期：

作成年度：

枚 数：

開示判断：

債 権 発 生 通 知 書

(宛先)

歳入徴収官 殿

部隊又は機関の名称 _____
通知義務者官職氏名 _____ 印

下記のとおり債権が発生したので通知します。

記

(発生年度) 年度	一 般 会 計	防 衛 省 所 管	防 衛 本 省
債務者〔被求償者〕の 住所氏名又は名称			
債 権 金 額	¥		
履 行 期 限	年 月 日		
債 権 の 発 生 原 因			
発 生 年 月 日	年 月 日		
利率その他利息に関する事項			
延滞金に関する事項			
債務者〔被求償者〕の 資産又は業務の状況に関する事項			
担保（保証人の保証を含む。）に関する事項			
解 除 条 件			
備 考			

添付書類：

分類番号：A-40-033

作成年度：

保存期間：5年

枚 数：

保存期間満了時期：

開示判断：

注：裁判後の求償事件及び賠償事故に係る求償事件の場合は、[]内の項目とする。

